

軽費老人ホーム変更届について

届出が必要な事項（社会福祉法第 63 条）

- 一 施設の名称及び種類
- 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 建物その他の設備の規模及び構造
- 五 事業開始の予定年月日
- 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

※変更届は変更後 1 箇月以内に届け出ること。

必要書類	備考
社会福祉法に基づく変更届	(様式第 2 号) 県庁ホームページ トップページ > 健康・福祉・子育て > 介護・高齢者福祉 > 計画・高齢者人口・見守り施策等 > 各種申請・届出様式 →社会福祉事業に関する届出 (軽費老人ホーム)

1 施設長（管理者）の変更

必要書類	備考
①履歴書（又は経歴書）	
②辞令	
③資格証明書	施設長資格（社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、施設長資格認定講習会修了者、社会福祉事業に 2 年以上従事した者）が確認できるもの
④理事会議事録	

2 理事長（開設者）の変更

必要書類	備考
①履歴書（又は経歴書）	
②理事会議事録	

3 その他の変更

- ・ 施設の名称及び種類

必要書類	備考
①運営規程	
②理事会議事録	

- ・ 定款その他の基本約款

必要書類	備考
①定款	
②変更内容及び理由を説明する文書	新旧対照表
③理事会議事録	

- ・ 建物その他の設備の規模及び構造（増改築・改修・用途変更等）

必要書類	備考
①図面	事前相談が必要
②写真	

- ・ 施設の運営方針（運営規程）

- ・ 福祉のサービスを必要とするものに対する処遇の方法

変更事項	必要書類	備考
(1) 従業員数	運営規程、重要事項説明書	
(2) 利用料の変更	運営規程、重要事項説明書、契約書、算定根拠、入居者の同意書（現入居者に影響する場合）、理事会議事録	事前相談が必要
(3) 定員の変更	図面（必要に応じて）、写真（必要に応じて）、運営規程	事前相談が必要
(4) その他	運営規程、重要事項説明書	上記（1）～（3）以外の運営規程を変更する場合